

水戸地方裁判所委員会（第26回）議事概要

- 1 日 時 平成27年11月16日（月）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 選任された裁判員等への接遇及び裁判員裁判の広報活動について
- 4 出席者 （委員）
跡部尚子，今崎幸彦（委員長），卜部晴比古，北島重司，北村和，
日下部克通，武山忍，出井滋信，中島裕，根本祥枝，水上嘉寛，
皆川昭，村上信夫，村上正子（敬称略）

（事務局等）
植月覚民事首席書記官，三神晴彦刑事首席書記官，樺礼和事務局
次長，若井啓悟総務課長，小寺隆志裁判員調整官
- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 新任委員挨拶
 - (3) テーマ「選任された裁判員等への接遇及び裁判員裁判の広報活動について」
 - ア 評議室についての説明
委員は，裁判員が受ける接遇を疑似体験した。
 - イ 模擬公判及びIT機器の説明
委員は，模擬公判を見学した後，法廷用IT機器の説明を受けた。
 - ウ 広報活動の説明について
委員は，出前講義の模様を撮影したDVDを視聴し，広報活動の説明を受けた。
 - エ テーマについての意見交換（発言者：●委員長，○委員，■事務局等）
 - 評議室での接遇の中で，同じような二種類の書面を受け取るのは何故でしょうか。また，審理日程については，審理が始まる前に裁判員の意見を

反映する形で変更されることがあるのでしょうか。

- 公判タイムスケジュールが記載された書面が二種類ある理由は、裁判員が日程を把握するために書面を持ち帰る際、事件関係人の氏名等の情報が裁判所外に持ち出されることのないように、裁判所内で使用している書面とは別に情報を伏せた持ち帰り用の書面を準備しているためです。

審理日程については、原則として、裁判員から意見を聴いて、予定を変更することはありません。ただし、例えば、被告人質問が終了した後、裁判員から意見を聴き、質問に不足がある場合には、翌日の論告・弁論前に補充の被告人質問を行うことはあります。

- 選任手続から公判期日までの大まかな日程を教えてください。
- 例えば、週の半ばに裁判員の選任手続がある場合、その日は選任のみで終了となります。そして、翌週に公判期日が開始されることとなります。以前は、午前中に選任手続を行い、その日の午後に公判期日を始めていましたが、裁判員の負担が大きいため、選任後、数日空けてから公判期日を迎えるようなスケジュールを組んでいます。
- 裁判員の職務従事期間が延びている理由及び仕事の都合による辞退理由の中で「重要な用務」とはどの程度なのでしょうか。
- 職務従事期間ですが、例えば、自白事件だとしても、被害者や目撃者の調書だけでなく、心証を得るために証人として呼んで尋問することが多くなっているため、審理期間が延びている印象があります。また、先ほど述べたように、選任手続から公判期日まで、数日空けるような配慮、茨城県内が広域であることから、裁判員の帰宅時間を配慮するため、閉廷時間を早める必要が生じます。このため、一日の審理時間が短くなる傾向があり、審理期間が延びている印象があります。

先ほども述べましたが、例えば、心証を得るために証人尋問を行うことを前提とすると、これ以上の短縮は困難と考えています。

仕事の都合による重要な用務については、例えば、裁判員裁判に出席すると製造工場のラインが止まってしまう、薬剤師などの一定の資格があつて、その方がいないと仕事が回らないような事情がある場合には、辞退の理由になると思います。

○ 重要な仕事をしている方にも是非、裁判員になってほしいという気持ちがあります。このため、休日を利用して審理・評議する形で参加いただくことが考えられます。また、休日に審理・評議することで審理期間の短縮につなげることはできないのでしょうか。

■ 司法サービスという大きな枠で考えたときに、刑事裁判のみを休日に行うということが検討されているとは聞いていませんが、今後は社会の様々なニーズを踏まえ、検討を求められた課題として上級庁へ伝えたいと思います。

○ 候補者名簿に登録された方々への通知には、「よくわかる！裁判員制度Q & A」という冊子が同封されているようですが、候補者の方々の心情は、やくたたくない、刺激が強いなどと考える方がほとんどではないのでしょうか。送付される資料には、裁判員制度の説明ばかりが目につき、候補者の方々の心情を解きほぐすものが少ない感じがしました。候補者の方々が自然と裁判所に気持ちが向くような広報活動をする必要があるのではないのでしょうか。

■ 送付しております資料の中には、視覚に訴えるようなDVDやアニメ、イラストを用いたQ & Aも同封しており、見て聴いて分かるような取り組みを行っております。

○ 通知後、候補者名簿に登録された方々からの問い合わせとして、どのような対応をしているのでしょうか。

■ 専用のコールセンターを設けています。また、担当係の連絡先を通知に表示しており、その都度、職員が対応しております。なお、来年度の候補

者については、先週金曜日ごろから通知書が到着しており、何件かの問い合わせがありました。

- 「裁判員制度ーより多くの方に、参加していただくためにー」と書かれたリーフレットには、実際に経験された方々の年代や職業が表示され、参加した感想が書かれています。候補者名簿に登録された方々へ送付される「よくわかる！裁判員制度Q&A」へもこのような実際に経験された方々の声というの掲載するとよいのではないのでしょうか。
- 今後、より分かりやすい、理解を深められる資料を作成する必要があります。この資料は最高裁判所が作成しているものですので、このような意見があったことを上級庁へ伝達したいと思います。
- 裁判員を経験していない国民からの意識調査では、参加に消極的になる理由として、主に、人の人生を変えることの恐ろしさ、刑事裁判の難しさ、刺激的な証拠を見たくないなどの結果が出ており、裁判所としても国民の裁判員制度に対するイメージは把握しておりますので、候補者名簿へ登録された方々への通知の際には、このような不安を取り除くような資料を添える必要があるかと思ひますし、意識調査でのアンケート結果や具体的な数値を示した資料を同封することなどを検討して行く必要があります。
- 裁判官が裁判員に対して、選任手続や審理・評議の際、親切丁寧に説明していること、裁判員の心情に配慮をしていることなど、裁判所のサポート体制をもっとPRすべきだと思います。水戸地裁のウェブサイトでは、裁判員経験者との意見交換会の議事録が掲載されております。この意見交換会で話題となったことなどをもっと取り上げてもよいのではないかと思います。

広報活動について、商工会議所への出前講義を実施しているようですが、実施していない県内の商工会議所もあるようですので、積極的に出向くべきではないのでしょうか。辞退を減らすために一番大事なことは、経営者

がどのように裁判員制度を認識しているかによりますので、会社経営者に対する出前講義を充実させることが望ましいと考えます。

- 評議室での接遇について、裁判員に選任された際の心構えや評議室に掲示してあった三つの標語などはどの段階で説明するのですか。
- 評議室での接遇前に行う宣誓手続の際に、1階の質問室において評議室に掲示してある刑事裁判の三つのルールや二つの約束を説明しています。
- 裁判員経験者の記者会見については、どの段階で裁判員に説明があるのですか。
- 審理の最初の段階で、判決言渡し後に記者会見がありますと説明しています。個別に意向を打診すると参加者が少なくなってしまう傾向があるので、全員の前で参加を促すなどの工夫をしています。
- 広報の理論として、これを買う、選ぶという空気、自分と関係があると思わせることが大事かと思えます。配布された資料を見ますと、嫌になることばかりたくさん書いてあって、自分が参加する理由が見いだしにくいように感じます。これらを読むと、断る理由が分かってしまい、逆に不安に駆られるように感じます。意見としては、この前の段階の広報が必要ではないかと思えます。

- 本日は、皆様の貴重な御意見をいただきありがとうございました。

次回のテーマにつきまして御意見がありましたら、来年の3月末までに裁判所まで御連絡ください。

6 次回期日等

- (1) 平成28年6月6日(月)午後1時30分
- (2) 次回の意見交換会テーマについては、追って定める。